

最低制限価格の設定及び公表要領

令和4年11月1日

(最低制限価格設定の対象事業)

第1条 バンク事業発注要綱第2条の(3)作業道事業について、最低制限価格を設定するものとする。

(最低制限価格算出)

第2条 最低制限価格（税抜き）の算出については、次の式による。

なお、最低制限価格（税抜き）の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。

「最低制限価格＝最低制限基本価格（税抜き）×ランダム係数」

最低制限基本価格（税抜き）の算出については次の式によるものとし、ランダム係数の算出については別に定める。

なお、最低制限基本価格（税抜き）の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。

ただし、この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の9/10を超える場合は、予定価格の9/10を最低制限基本価格とし、予定価格の7/10に満たない場合は予定価格の7/10を最低制限基本価格とする。

「直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費等×0.55」

(公表の方法)

第3条 最低制限価格の公表は、落札者決定後インターネットにより電磁的に閲覧に供する方法により行うものとする。

附 則

令和4年11月1日から施行する。